

平成 24 年 9 月
環境省地球環境局

1. 事業の概要と目的

東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネルギー供給システムの実現を図ることが喫緊の課題となっています。

一方、農山漁村地域には再生可能エネルギーとして利用可能な資源が豊富に存在しているものの、安定的なエネルギー源として利用するためには多くの課題があります。

このため、本業務では、農山漁村地域において、地域で利用するエネルギー源としての再生可能エネルギーの導入に向けた課題の抽出・整理、克服方法の検討等を行い、その成果を取りまとめて公表することにより、農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入拡大に資することを目的としています。

2. 公募対象業務

以下の事項を満たす取組を公募の対象とします。

- (1) 速やかに、地方公共団体、住民組織代表、農林漁業者代表、有識者等地域の様々な関係者等が参画（事業対象地域を含む市町村は必須とする。）する協議会（以下「地域協議会」という。）を立ち上げ、地域協議会が中心となって、地域で生産した再生可能エネルギーを地域のエネルギー源として利用するため、発電施設等の調査設計、運営コストの試算、課題の抽出・整理、克服方法の検討等を行い、導入や運営のための組織や計画づくりを行う取組であること（地域協議会の設置が確実で、構成団体の内諾が得られていること。）
- (2) 地域の特性を踏まえ、集落ないし市町村の区域内で適切な範囲設定をしていること。
- (3) 本取組により、地域の農林漁業の振興や農山漁村の活性化への好影響が見込まれること。
- (4) 投資が過大なものとならないよう留意するなど、取組の持続性を確保するものであること。
- (5) 別途環境省が公募している「平成 24 年度地域調和型エネルギーシステム構築支援事業委託業務」の受託者を地域協議会に出席させ、規制、制度、資金調達手法等についての助言を受ける等、緊密に連携して事業を進めるものであること。

「平成 24 年度地域調和型エネルギーシステム構築支援事業委託業務」の受託者が地域協議会に対する支援内容について

各地に設置される地域協議会等の会合に参画し、地域協議会等事務局と密接に連携しながら、1)事業計画策定に必要な法令や制度、技術、財務等に関する指導・助言、2)その際必要となる情報の収集、整理及び提供、3)地域協議会構成員以外の地域の市民、企業等の各界各層の理解を増進させるための取組についての指導・助言を行います。

3．事業の年数等について

応募時点で予定する事業期間は2年間以内とします。

複数年度にわたる実施計画を立てていただくこととなりますが、事業が中止することのないよう、十分ご検討ください。また、事業の実施者は、毎年度事業達成目標をあらかじめ設定し、目標達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況については、2月頃に評価を行うこととし、継続実施の可否について審査します。

なお、平成25年度の事業実施は、当該年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、当該年度の業務の実施を保証するものではありません。

4．公募の条件

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 本事業の受託者は、応募を行った者とし、2者以上の者が共同で提案を行う場合は、その主たる業務を行う者が一括して受託することを原則とします。
- (3) 委託事業は当該年度に行われる事業を原則とします。
複数年の事業として申請した場合においても毎年度契約を更新することとなります。
- (4) 委託費は、1件あたり年間1,500万円～2,500万円程度を想定しておりますが、提案内容に応じ予算（平成24年度は10,000万円）の範囲で委託します。
- (5) 成果を取りまとめて公表するため、事業実施中はもとより実施後においても情報、データ等を提供いただきます。

5．審査の実施

本事業は、以下のとおり審査を行い、委託先を決定いたします。

- (1) 審査は、環境省、農林水産省及び外部有識者で構成する検討会において実施し、「平成24年度地域調和型エネルギーシステム構築検討委託業務に係る提案書評価基準表」（別添1）に基づき、提出された提案書を採点し、総合評価点が優秀なものの中から、取組内容や対象地域も考慮し、予算総額の範囲内において選定し、契約候補者とします。
- (2) 審査結果は、提案書等の提出者に遅滞なく通知します。

6．応募に当たっての留意事項

受託者は、平成25年2月14日（木）までに事業実施結果について環境省及び農林水産省へ報告を行った上で、環境省及び農林水産省へ最終事業報告書を提出するものとなります。なお、本事業は、備品購入や設備設置等に対する補助は含まれません。

7．応募の方法について

(1) 応募書類の書式（応募様式）について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いいたします。また、応募書類に重大な不備等があった場合は、本事業の選定対象外とさせていただきます。

- ・平成24年度地域調和型エネルギーシステム構築検討委託業務に関する提案書（別添2）
- ・経費内訳書（別添3） 複数年度の業務として申請する場合は、別紙にて各年度

の業務計画に応じたものを作成してください。

(2) 応募書類の提出方法について

提出方法

ア 電子メールが使用できる環境の場合

応募様式を、電子メールの添付ファイルとして、以下の送信先アドレスあてに送信してください。

電子メールの送信先アドレス：chikyu-ondanka@env.go.jp

あて先は、「環境省地球環境局地球温暖化対策課 地域調和型エネルギーシステム構築検討委託業務担当」としてください。

メール件名（題名）と添付ファイル名は次のとおりとしてください。

- ・メール件名：「環境省地球環境局地球温暖化対策課 地域調和型エネルギーシステム構築検討委託業務」
- ・添付ファイル名：「申請者名（団体名）」としてください。
（例） 株式会社、 協議会 等

添付ファイルの作成・保存に関する注意

応募書類一式を、ダウンロードしたアプリケーションで作成し、それぞれを一連の電子ファイルとして送信してください。ダウンロード時に一つのファイルとなっている応募書類を複数のファイルに分割して送信した場合、その後の扱い（様式の一部欠損等）に関し、当方は責任を持ちません。

電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、エクセル 2007 以下のバージョン形式としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないでください。

添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。

当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。

また、Windows 以外のパソコンで書類を作成した場合、必ず Windows マシンでファイルを展開できることを確認の上、提出してください。ダウンロードしたエクセルの様式を一太郎その他のソフトに変換して提案いただいた場合及び当方の Windows マシンで展開できない状態で送付された場合は受理できませんので御注意ください。

なお、当方のメールサーバーの都合上、添付ファイル容量が 2 MB を超える場合は受け取れないことがございます。ファイルの分割等により、添付ファイルの容量が 2 MB 以下になるよう、御配慮いただきますようお願い致します。

受領の確認

当方で受領を確認した場合、受領したメールをそのまま返信します。当方へ送信後、1 週間程度しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせください（電話番号は下記参照）。

イ 電子メールが使用できない環境の場合（できる限り電子メールを御使用ください）

電子メールを送信することができない環境の場合は、応募様式ファイルを保存した CD-ROM と、打ち出したものを 1 部同封の上、送付してください。

送付先の住所： 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2
大同生命霞が関ビル 17 階

あて先は「環境省地球環境局地球温暖化対策課 地域調和型エネルギーシステム構築検討委託業務担当」としてください。

封筒等の表に、必ず、赤字で「提案書在中」と記してください。

電子ファイルの名前、形式等、ファイル作成上の注意は、上記アの場合と同じです。

受領の確認

提案書類に記された Fax 番号あて、受領した旨を Fax します。当方へ送付後、1 週間程度しても受領確認の Fax 等がない場合、送付過程でのトラブルが考えられます。電話にてお問い合わせください（電話番号は下記参照）。

電話番号：TEL03-3581-3351（内線 6780）

提出いただいたファイル等について

提出いただいたファイル等は、返還しません。提出された提案書等は、環境省において、審査以外の目的で提案者に無断で使用しません。審査の結果、契約相手になった者が提出した提案書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

応募書類の受付期間について

平成 24 年 9 月 13 日（木）～平成 24 年 10 月 12 日（金）17 時必着
受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募課題として受け付けません。採択状況に応じ、追加的な予算配分が可能な場合には、追加公募を行います。

8. 事業の流れ（予定）

9 月～	応募
10 月	審査・採択
10 月	委託契約
～ 2 月	事業実施
2 月	報告書提出
3 月	最終事業報告書提出
4 月末	精算・支払